

こんな詐欺には絶対だまされないためのポイント

「未払い料金を今日中に払わないと裁判になります」などと

手紙やメールでおどし、有料サイト等の料金をだまし取る



架空請求詐欺

こんなときは

- 「現金を送れ」、「コンビニで電子マネーを買って送れ」は詐欺です。
- 心あたりのない手紙やメールは無視しましょう。

「キャッシュカードが不正に利用されているので使えないようにします」などと

銀行や金融庁の職員、警察官を装いカードをかすめ取る



キャッシュカード詐欺盗

こんなときは

- 銀行員や警察官、市役所の職員がキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞く事は絶対にありません。
- 銀行に直接確認しましょう。

「過払い金をお返ししますので今すぐ手続きしてください」などと

電話でATMを操作させ犯人の口座に現金を振り込ませる



還付金詐欺

こんなときは

- 医療費や税金・保険料等の還付手続きは、ATMではできません。
- お金が出たら家族や友人にまず相談してください。

「お母さん…会社のお金を使い込んだ！返さないと逮捕される」などと

息子や娘になりすまして、親心につけ込んで現金をだまし取る



オレオレ詐欺

こんなときは

- お金が出たら、とにかく落ち着いていったん電話を切ってください。
- 本人に自分から連絡して確認してください。

消費者をだます悪質商法の**契約**トラブルにご用心！

トイレ修理で予想以上に高い料金を請求された

トイレが詰まり、急いでいたので費用の確認もせず業者に修理してもらったが、追加作業が発生して、最終的に高額な費用を請求された。



こんなときは

- 慌てて業者を決めないようにしましょう。
- 料金やサービスに納得できない場合は、その場で契約しないようにしましょう。
- 不要な追加工事に至った場合は、返金につながる場合があります。下記の相談窓口にご相談ください。

耐震診断を無料でしなすと訪問してきた

このままでは、地震で建物が倒れてしまいますと言われた。不安になって工事するか迷ってる。



こんなときは

- いろいろな理由をつけて契約を急がせる事業者には注意しましょう。
- 複数の事業者から見積もりを取るなど、契約は慎重にしましょう。
- 工事の必要がないと思えば、あいまいな返事はせず、きっぱりと断りましょう。

知らないうちに継続的な購入になっていた

インターネットで「お試し価格」、「初回特別価格」などとうたった広告に1回だけのつもりで注文したつもりが、毎月商品を送ってくる。



こんなときは

- 定期購入が契約条件となっていないか、契約条件を特に注意してクリックしましょう。
- 契約内容（最終確認画面の印刷やスクリーンショットの撮影）の記録を残しておきましょう。
- 申込みの前に返品特約（返品条件）を確認しましょう。

身に覚えのない商品を送り付けてこられた

頼んでもいない消毒液が2本宅急便で一方的に送られてきたけどどうすればいいか。



こんなときは

- 代引の場合は受け取らず、配達業者に持ち帰ってもらいましょう。
- 料金の請求がない場合は、贈物かも知れません。いったん受け取って、家族か知人など送り主を確認しましょう。
- 送り主が不明の場合は、14日間程度保管すれば処分することができます。